

別表第 2 (第 3 条関係)

固定資産税・都市計画税の減免

市税条例第 6 5 条 第 1 項及び都市計 画税条例第 6 条	減免対象固定資産	減免割合
第 1 号	<p>1 次の各号のいずれかに該当する者の所有する固定資産</p> <p>(1) 生活保護法第 1 1 条第 1 項第 1 号に規定する生活扶助を受け る者</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条に 規定する支援給付を受ける者</p> <hr/> <p>2 貧困による生活困窮者で、次に掲げる要件の全てを満たすものの所 有する固定資産</p> <p>(1) 国、県若しくは市が給付する次に掲げる福祉手当等のいずれ かの支給を受けていること又は生活保護法による保護の基準に規 定する所得基準を超えない範囲で生計を一にしていない者から公 的扶助に準ずる扶助を受けていること。</p> <p>ア 生活保護法第 1 1 条第 1 項に規定する教育扶助、医療扶助又 は介護扶助</p> <p>イ 国、県又は市が給付する次に掲げる手当等のいずれか</p> <p>(ア) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 3 9 年 法律第 1 3 4 号)第 3 条に規定する特別児童扶養手当、同法 第 1 7 条に規定する障害児福祉手当又は同法第 2 6 条の 2 に 規定する特別障害者手当</p> <p>(イ) 愛知県在宅重度障害者手当支給規則(昭和 4 4 年愛知 県規則第 2 9 号)に規定する在宅重度障害者手当</p> <p>(ウ) 豊田市心身障害者扶助料支給条例(昭和 3 8 年条例第 9 号)に規定する心身障害者扶助料</p>	全部

	<p>(エ) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に規定する児童扶養手当</p> <p>(オ) 愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）に規定する遺児手当</p> <p>(カ) 豊田市ひとり親家庭等支援手当支給条例（平成4年条例第26号）に規定するひとり親家庭等支援手当</p> <p>ウ 老齢福祉年金支給規則（昭和34年厚生省令第17号）に規定する老齢福祉年金</p> <p>エ アからウまでに掲げるものに準ずるものとして市長が認めるもの</p> <p>(2) 1筆の宅地又は隣接する2筆以上の宅地（その形状、利用状況等から一体をなしていると認められるものに限る。）（以下これらの宅地を「一画地」という。）において存在する家屋に居住する世帯の全員（以下「世帯員全員」という。）の個人市民税が均等割及び所得割のいずれも課税されていないこと。</p> <p>(3) 世帯員全員が居住用以外の固定資産（非課税に該当する固定資産を除く。）を所有せず、現に居住している固定資産（一画地に存在する全ての家屋及び宅地）が次に掲げる要件の全てを満たしていること。</p> <p>ア 一画地に存在する全ての家屋の床面積（当該家屋が区分所有である場合は、当該家屋の床面積の区分所有に係る部分とする。）の合計が120m²以下であること。ただし、当該家屋が自己の所有でない場合は、当該家屋の床面積の合計が120m²以下であり、かつ、当該家屋の所有者が同一世帯員であること。</p> <p>イ 宅地（当該宅地が自己の所有でない場合を含む。）の面積（当該宅地が区分所有である場合は、当該宅地の面積の区分所有に係る部分とする。）が200m²以下であること。</p>	
--	--	--

第2号	<p>1 自治区が管理運営し、公共の用に供している固定資産（豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）の補助金を受けて設置されたものを除く。）で次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>（1） 設置又は管理運営について市の財政的援助を受けているもの</p> <p>（2） 前号に掲げるもの以外のもの</p>	<p>全部</p> <p>2分の1</p>
	<p>2 一定の地域において、直接当該地域の公共の用に供されている集会所その他これに類する固定資産（事務所等で公共の用以外の目的で専用されている部分を除く。）。ただし、1に掲げるものを除く。</p>	<p>全部</p>
第3号	<p>1 震災、風水害等により被害を受けた土地で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>（1） 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上のもの</p> <p>（2） 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満のもの</p> <p>（3） 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満のもの</p> <p>（4） 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満のもの</p>	<p>全部</p> <p>10分の8</p> <p>10分の6</p> <p>10分の4</p>
	<p>2 震災、風水害等により被害を受けた家屋又は償却資産（以下「家屋等」という。）で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>（1） 全壊、流失、埋没等により家屋等の原形をとどめないもの又は復旧不能のもの</p> <p>（2） 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋等の価格の10分の6以上の価値を減じたもの</p>	<p>全部</p> <p>10分の8</p>
	<p>（3） 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じたもので、当該家屋等の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたもの</p>	<p>10分の6</p>

	(4) 下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とするもので、当該家屋等の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたもの	10分の4
第4号	1 火災により被害を受けた家屋等で次の各号のいずれかに該当するもの (1) 火災により家屋等の原形をとどめないもの又は復旧不能のもの (2) 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋等の価格の10分の6以上の価値を減じたもの (3) 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じたもので、当該家屋等の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたもの (4) 下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とするもので、当該家屋等の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたもの	全部 10分の8 10分の6 10分の4
	2 相続税法(昭和25年法律第73号)第41条の規定により物納許可のあった固定資産	全部
	3 賦課期日前に地方公共団体に買収又は収用の契約が完了しているが所有権移転登記が完了していない固定資産	全部
	4 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により告示された登録有形文化財である家屋	2分の1
	5 低炭素社会の実現に貢献する専用住宅又は人の居住の用に供する部分が2分の1以上の併用住宅として市長が定める住宅で、次の各号のいずれかに該当するもの。この場合において、減免対象は、当該住宅の人の居住の用に供する部分の床面積120m ² までの部分に限る。	

	<p>(1) 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に、新築された住宅で、個人が取得したもの。ただし、当該住宅に対し新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなった年度から3年度間に限る。</p> <p>(2) 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に、個人が改修した住宅。ただし、当該住宅の改修がなされた日の属する年度の翌年度から3年度間に限る。</p>	<p>全部</p> <p>2分の1</p>
	<p>6 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に、取得し、かつ、経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備又は自家消費型再生可能エネルギー発電設備(法附則第15条第30項各号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備並びに同条第41項に規定する先端設備等を除く。)で、発電出力が10kW以上2,000kW未満のもの。当該設備に対し新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限る。</p>	<p>2分の1</p>
	<p>7 法第348条第2項各号に掲げる固定資産で、賦課期日後にその用に供することとなったもののうち、豊田市補助金等交付規則の補助金を受けて設置された施設及びその敷地</p>	<p>全部</p>
	<p>8 その他市長が必要と認めたもの</p>	<p>市長が適当と認めた割合</p>